

消防救第297号
平成16年12月24日

各都道府県知事 } 殿
各指定都市市長 }

消 防 庁 次 長

応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱の一部改正について

住民に対する応急手当の普及啓発については、「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」(平成5年3月30日付け消防救第41号。以下「要綱」という。)に基づき実施されているところですが、「非医療従事者による自動体外式除細動器(AED)の使用について」(平成16年7月1日付け厚生労働省医政局長通知)により、非医療従事者が自動体外式除細動器(AED)(以下「自動体外式除細動器」という。)を使用することが可能となったことを踏まえ、消防庁においては、応急手当普及啓発推進検討会を開催し、自動体外式除細動器の使用に係る普及啓発を図るため、住民に対する応急手当普及講習のプログラム等について検討してきました。

今般、同検討会において報告書がとりまとめられたことから、その内容を踏まえ、**別紙**のとおり要綱の一部を改正しましたので、下記の事項に十分留意の上、効果的な応急手当の普及啓発活動の実施が図られるようお願いいたします。また、貴都道府県内市町村(消防の事務を処理する一部事務組合を含む。)にも、この旨周知願います。

記

- 1 普通救命講習、上級救命講習に自動体外式除細動器の使用の方法を含めたこと。また、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者(以下「一定頻度者」という。)に対する普通救命講習を追加したこと。なお、上級救命講習は一定頻度者も対象とした講習であること。
- 2 応急手当指導員又は応急手当普及員になるための講習に自動体外式除細動器の使用方法及び指導方法を含めたこと。
- 3 各消防学校、消防機関等においては応急手当指導員及び応急手当普及員の養成を行い、できるだけ早い時期に改正後の要綱に基づく応急手当の普及啓発を実施するよう努めること。